The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	藤原実光考 : 院政期儒者論（一）
Author(s)	仁木, 夏実
Citation	詞林. 2002, 31, p. 16-36
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67480
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

藤原実光考

―院政期儒者論（一）―

仁木　夏実

はじめに

院政後期を代表する「属文の卿相」藤原忠通（一〇九七～一一六四）の漢詩集『法性寺殿御集』[1]の末尾には次のような書状が添えられている。

web公開に際し、翻刻は省略しました

すなわち、久安元年十二月二十三日、忠通は散位親房を介して「入道中納言」に年来書き溜めた詩集を送り、もしその中にまずまずの出来のものがあれば、念仏の合間に点を付すよう、ただし披露は無用に、と依頼したのである。この「入道中納言」を忠通の周辺に求めると、当時、出家して官界を退いていた藤原北家日野流の実光（一〇六九～一一四七）をあてることができる。佐藤道生氏は『法性寺殿御集』成立の要因に、次々と出家や死去によって忠通の周辺から去って行った往時の詩友たちへの哀惜の念を挙げ、そうした哀惜の念を共有し得るのに最適な存在が、作文会や和歌会等で忠通と同席することも多く、最も近しい詩友の一人と目される実光であったと指摘されている。[2]しかし、実光については、現存す

る作品が数少ないこともあり、これまでその存在について具体的な検討がなされることはなかったと言ってよい。

『本朝無題詩』や『本朝続文粋』、『詩序集』など現存する院政期の漢詩文集は、忠通と藤原式家の人物の作品を中心に構成されたものが多く、この時期の漢詩壇は忠通を囲む式家の人々を中心に構成されていたという印象が強い。確かにこの時期の式家は敦光（一〇六三～一一四四）、茂明（一〇九〇頃～一一六〇頃）、周光（生没年不詳。ただし、茂明よりも年上と思われる）ら優れた才能を輩出し、詩文の家として最盛期を迎えている。しかし日記類などの史料にまで目を向ければ、忠通を中心とする作文の場の参加者を式家が独占しているということは決してなく、藤原北家日野流（以下日野流と略することがある）の詩人たちにも同等の参加を認めることができる。現存する作品数の多寡に惑わされることなく、忠通とその文事をめぐる人々の動向を整理、把握することは院政後期の文学制作の状況を知るうえでも欠くことのできない作業であろう。

本稿はこのような問題意識にもとづき、儒者としての藤原実光について、忠通との関わり、そして同時代の鴻儒式家敦光との比較を中心に考察を加えるものである。なお、末尾に参考として実光の日野流系図と略年譜を付した。

一

実光は大学頭文章博士実綱（一〇一三～一〇八二）の息子有信（一〇四〇～一一〇二）の子として延久元年（一〇六九）に誕生した。母は実綱の弟、実政（一〇一九～一〇九三）の娘。父有信の兄弟には有綱、有俊らの儒者がおり、姉妹に大納言宗俊に嫁して宗忠の母となった人物がいる。この叔母の存在ゆえか、宗忠と有信の兄弟、子息達との仲は生涯親密であった。[3] 兄弟には僧籍に入った者のほか、同母弟で従四位上大学頭式部大輔に至った宗光、正五位下大学頭中宮大進となった資光（母は不明）らがいる。この二人はいずれも紀伝道出身と見られ、詩人としても知られる。また、母方の伯父には文章博士となり、名儒と称された敦宗（一〇四三～一一一一）がいる。

日野流が儒者の家として確立したのは十一世紀、勘解由相公有国（九四三～一〇一一）の二人の息子、広業（九七七～一〇二八）と資業（九八八～一〇七〇）の頃であるとされる。[4] 中世、日野流はいわゆる名家、すなわち蔵人、弁官を経て参議、納言に至ることもある家の一つに数えられるようになるが、勧修寺流など他の名家とは異なりあくまで儒者という基本的性格を捨てることなく、儒者でありながら弁官を兼ねることが多いのが大きな特徴である。[5] 道長、頼通の摂関家全盛期に相次いで博士家として成立した「起家」は藤原氏では北家日野流のほかに式家、南家があったが、少なくとも白河天皇の時代以降、『弁官補任』等の史料では両家出身者を見出すこと

はほとんど出来ない。[6] 日野流は東宮学士、侍読を勤めることも多く、広業流は代々天皇に白居易の「新楽府」を進講したことも知られている。[7] そのためか、日野流は両家に比べ最終官位が高い。資業は従三位式部大輔、その息子達の実綱は正四位下式部大輔、実政は従二位大宰大弐に至っている。摂関家の支援を受けたと考えられる「起家」出身儒者の多くがその譜代の家司であったことはすでに指摘されるところであり、[8] 日野流もまた例外ではなかった。実光の父有信と伯父有綱は藤原師通、伯父有俊はそれに加えて忠実の家司であったことが知られ、師通の『後二条師通記』や忠実の『殿暦』には彼らの身辺で文書の作成や実務に精励する日野流儒者の姿をしばしば見いだすことができる。日野流は天皇家とのつながりに加えて、摂関家との譜代の主従関係を獲得することによりその家格を確立させていったのである。

二

父母両系からこのような日野流の血を濃く受け継いだ実光は応徳三年（一〇八六）には十八歳で勧学院学問料を給付される。譜代の儒者となるべく、まずは順調なスタートを切ったといえようが、この直後の寛治元年（一〇八七）、一族は思いがけない事件に巻き込まれる。

従二位大宰大弐であった大叔父実政が宇佐八幡の御輿に矢を放ったかどで、宇佐神民らに訴えられ、翌年十一月三十日、伊豆に流罪となったのである。

前大弐実政除レ名、配二流伊豆国一、并縁坐者同流罪。依レ射二危正八幡宮神輿一。

『百練抄』巻五・寛治二年（一〇八八）十一月二十九日条の記事はこのような簡単なものであり、その他の日記や記録類も同様であって、事件の真相や原因は明らかでないが、この事件の衝撃は大きく、累は一族に及んだ。実政の息子敦宗は左少弁の官を解かれ（『扶桑略記』巻三十・寛治二年十一月一日条）、約六年間の蟄居を余儀なくされているし（『中右記』寛治八年八月八日条）、『中右記』寛治五年（一〇九一）十二月二十九日条に見える次の記事によれば実光も給料を一旦停止されたようである。[9]

秀才藤実光〈有信息。給料一、但依レ有二事憂一下臈給料等献二申文一。然而依二次第一蒙二宣旨一也〉・学生行盛給二学問料一〈行家朝臣二男也、勧学院分〉

有信や有俊についてははっきりとした記録はないが、彼らの最終官位がそれぞれ従四位下右中弁、正四位下左衛門権佐であるのは、さきに見たその父祖達や既に永保二年に卒していた長兄有綱が正四位下に至り、大学頭・文章博士・中宮亮などを務めてることに比べ決して高いものとは言えない。おそらくはこれも実政事件の余波と考えてよいだろう。資業・広業以来順調であった日野流の運命は一変したのである。

寛治五年に再び学問料を給付されることとなった文章得業生実光がまず親近したのは白河院であった。嘉保二年（一〇九五）二月に院の文殿に寓直することとなった実光は同年十二月二十四日には院蔵人に補せられている。そしてその翌年二月二十三日の院の御遊では特に選ばれて和歌を進め、三月の御遊では序者を務めている。承徳二年（一〇九八）正月には蔵人、長治二年（一一〇五）正月には右衛門権佐、さらに嘉承元年（一一〇六）十二月に右少弁に補せられ、いわゆる「三事」を兼ねることとなる。ここに彼の長い弁官時代が始まり、以後『中右記』や『殿暦』といった日記類には円宗寺修正会や祈年穀奉幣、御斎会、行幸などの行事に奔走する彼の姿が散見するのである。

また、忠実・忠通の家司としての活動が見られるようになるのもこの頃である。記録上の初見は『殿暦』嘉承二年（一一〇七）十二月二十六日条の「家司実光」であるが、以降奉幣の告文や春日詣の定文などをしばしば草しており、家司としての活躍も、蔵人や弁官としてのそれと同様、その文筆能力の発揮が中心であったとうかがい知ることができる。

天仁三年（一一一〇）正月、実光は左衛門権佐・周防介に補せられ、翌天永二年正月には正五位下となった。また、十二月には鳥羽天皇の読書始で尚復を務めている。

忠実の嫡男、忠通が作文始を行ったのはこの年の十月五日のことである。忠通の文事として知られる最も早いものは、長治二年（一一〇五）の庚申和歌会であるが、忠通は天仁二年（一一〇九）、十三歳で藤原敦宗を侍読として読書始を行い、この作文始の前後には「密々」の歌会や作文会を頻繁に催していた。大江匡房が題を進め（但し、当日は不参加）、菅原在良が序を草したこの作文始において、人々は十五歳の忠通の詩と筆跡の見事さに感嘆し、同席した宗忠は「我が朝文道の中興か」と賞賛している（『中右記』同日条）。実光は作文始には参加していないようだが、十一月二十五日、同二十八日の作文会には参加し、二十八日の会では題者と序者を務めている。忠通と実光の関わりはここに始まると言ってよいだろう。嘉承二年（一一〇七）の忠通元服の際に補任された家司の中に実光の名はなく、『春除目抄』が引く保安三年（一一二二）十二月の『法性寺殿関白記』には「実光執筆家司也」という記述があることから、実光が忠通の家司となったのはこの間のことと分かるが、天永三年（一一一二）二月、忠通の前駆を務めている（『中右記』天永三年二月六日・八日条）ことや、永久三年（一一一五）四月には忠通任大臣大饗雑事の（『殿暦』永久三年四月六日条）、また同十二月には東三条第大饗の（『殿暦』永久三年十二月十九日条）定文を草しているから、実光が忠通の家司となったのは、この天永年間頃のことと見てよいのではないかと思われる。

以下、実光の昇進の様子を年譜風に挙げる[19]。

永久三年（一一一五）八月十三日、左少弁（佐如元）

元永二年（一一一九）五月二十九日、顕仁親王（後の崇徳天皇）御湯殿始の読書博士
十一月二十五日、近江守
保安二年（一一二一）三月、勧学院弁別当
保安三年（一一二二）十二月二十三日、右中弁
保安四年（一一二三）正月五日、従四位下
二月六日、還昇
十一月十七日、従四位上
十一月二十日、左中弁
天治二年（一一二五）十一月一日、正四位下
大治二年（一一二七）十二月二十五日、崇徳天皇読書始の侍読
大治五年（一一三〇）十一月五日、右大弁
天承元年（一一三一）十二月二十三日、参議
十二月二十四日、左大弁・勘解由長官
長承元年（一一三二）正月二十二日、美作権守を兼ねる
長承三年（一一三四）正月五日、従三位
正月二十二日、大宰大弐を兼ねる（止弁・長官）
保延二年（一一三六）十一月四日、権中納言、大宰権帥を兼ねる
保延五年（一一三九）正月、正三位
保延六年（一一四〇）正月六日、従二位
康治二年（一一四二）十一月一日、実光は中納言を辞すことを請う。これは翌々年叶えられ、天養元年（一一四四）二月二日、七十六歳となっていた実光は出家し政界から引退する。法名は西寂。

『尊卑分脈』によれば、実光には官途に就いた息子が三人、早く僧籍に入った息子が四人いる。藤原有定の女との間にもうけた長子資憲は従四位下下野守となっているが、対策に応じることはなかったらしく、儒者としての活躍は特に見られない。「崇徳院御事」により保元元年（一一五六）に出家しており（『尊卑分脈』）、おそらくは保元の乱において上皇方についたのであろう。よって実質的に日野流儒者の流れを継いだのは、近江守高階重仲の女との間に得た次子資長（一一一九～一一九五）である。資長は保延元年（一一三五）十七歳で秀才となり、同三年（一一三七）対策に応じ、蔵人、右衛門尉を経て、天養元年には従五位上中宮権大進となっていた。未だ二十代半ばであったが、忠通の娘中宮聖子に親近し[11]、この後久安五年（一一四九）四月に忠通の推挙により兄資憲を越えて右少弁となり、十月には忠通室宗子の家司に任ぜられている（『兵範記』久安五年十月二十六日条）ことから推すに、早くから兄資憲よりも忠通の恩顧を被っていたものらしい。

実光の出家も自身の高齢に加えて嗣子資長の行く末にある程度の見通しがついたことが直接的な契機ではなかったか。出家から三年後の久安三年（一一四七）五月二十一日、実光は七十九年の生涯を終えている。

三

このように実光の官歴を概観してみると、一つの画期があることに気が付く。すなわち、五十代半ばまで正五位下左少弁として累代の昇進コースを遅々たるペースで歩んでいた実光が保安二年（一一二一）の勧学院弁別当に任ぜられて後、急に昇進の速度を速めているのである。この抜擢とも言える人事は忠通の氏長者就任に伴うものであるが、これは忠通の父忠実が娘泰子の鳥羽天皇への入内をめぐって白河法皇の不興をかい、内覧を停止されたうえ関白を辞退して宇治に謹慎したための、いわば非常事態下における氏長者就任であり、勧学院弁別当補任であった。氏長者就任に伴う勧学院弁別当補任はこの忠通と実光の例を嚆矢とする。佐藤健治氏はこの事態下での勧学院弁別当補任に忠実色の刷新という意図があったとされ、人選には氏長者との個人的な関係が問題となったことを指摘されているが、[12]実光が補任以前より忠通に親近していたことが知られ、補任後目覚ましい昇進を遂げる事実は、何よりも両者の関係が密であったことを物語っている。さらに、院の逆鱗に触れた忠実色の払拭という状況を考えれば、実光の別当補任には白河院の意向をも読みとるべきであろう。忠通の家司であると同時に白河院にも親近していた経験を持つ実光は、こうした状況における勧学院弁別当として最もふさわしい人物だったのである。

日野流にとっても、この人事の持つ意味は大きいものであった。藤原氏の別曹、勧学院の実質的な中心として氏寺興福寺や氏社春日社の業務、大和国の知行などを担当した勧学院弁別当には摂関家家司である弁官が任ぜられることになっていて、摂関家とのつながりの強さに加え、その煩雑な業務に堪える能力を認められた者が選ばれた。いわば諸家羨望の職であったのである。[13]日野流では承保三年（一〇七六）正月二十日に実政が補せられ、ついで広業流の正家が承暦四年（一〇八〇）八月二十二日、補せられた例がある。しかし、その後この実光の補任まで四十年以上日野流から弁別当は出ることはなかった。その間に弁官であった資業流出身者は、[14]敦宗、有信の二人がおり、いずれも摂関家の家司であったが、敦宗は父実政の事件により解官され、有信の昇進はやはり実政の事件以後滞ったのであった。こうした中で実光が勧学院弁別当に補されたことは儒者弁の家としての日野流の復興を意味するものと言うことが出来る。実際、実光以後、日野流の弁別当補任は珍しいものではなくなっている。[15]

また、蔵人、弁官（この間に勧学院弁別当）、参議、勘解由長官、そして大宰大弐という実光の官歴が実政のそれとぴったりと重なっていることは注目される。これは家の祖である有国ともほぼ重なっており、敦宗が父の事件により弁官を解かれ、実光の父方の祖父実綱が弁官を経ていないこと、さらに実光の父有信は右中弁が終官であったことを見れば、有国以

来の儒者弁という家格を実政より継承したのは実光であったと言うことが可能であろう。

四

忠通にとっても実務能力に長け、白河院や宗忠の信頼も厚い実光とのつながりは十分に有益であったはずである。しかし、当時の漢文学史を概観すれば、実光と忠通との間にはそのような政治上のものと同程度に、文事上のつながりが深いことを確認することが出来る。忠通の実光抜擢の背景に、こうした文事を通しての二人の交流があったことは見過ごし得ない。忠通の前後の摂関家氏長者が、忠通の父忠実と弟頼長であって、この二人のどちらもが詩文に対する興味がかなり低い人物であることからすれば、実政の事件から立ち直り、家を復興させていかなければならない時期に文学を愛好した忠通とめぐり合い、その詩筵に侍ったことは実光、ひいては日野流にとってかなり幸運なことであった。

以下、実光が参加した、忠通を中心とする文事を列挙する。

天永二年十一月二十五日　「対雪唯斟酒」
天永二年十一月二十八日　「迎暁聞寒鴈」　序者
永久三年六月二十七日　「池上鶴」和歌序者
永久五年七月十七日　作文会[16]　序者
元永二年三月九日　「佳遊契万年」（作文）・「庭前竹」（和歌）　和歌講師
大治元年九月十三日　「月明酒域中」
大治五年九月二十日　「江湖唯聞鴈」
長承四年三月二十三日　「養生不若花」　題者
年時不明[17]　「微月浮江上」

これらは記録に残るもの、それも実光の名が明示されているものだが、名が挙げられていなくとも、実光が参加しているものも多いであろうし、忠通の周辺ではもっと頻繁に作文会や歌会が行われていたと考えられるから[18]、実際にはこれを大きく上回るであろう。

さらに、忠通の『法性寺殿御集』には実光へ贈られた詩と考えられる作が残る。「重寄二尚書左中丞窓下一」・「欣感之余、不レ待二答詩一、重以寄レ之」・「重呈」というこれら三編は「予当二一日休暇一、翫二三秋風景一。時興之新催、慨然而有レ感。聊書二中懐一、以贈二尚書源右中丞一」という題で源右中丞、すなわち源師俊（一〇八〇～一一四一）に贈られた詩に続くもので、韻を同じくすること、いずれも詩題に「重寄」「重呈」とあることから同時の作と考えられるものである[19]。その連作の二首目「欣感之余、不レ待二答詩一、重以寄レ之」には次のようにある。

web公開に際し、翻刻は省略しました

Web公開に際し、翻刻は省略しました

詩の贈答の中で実光が前途を悲観するような言葉を吐いたものか、あるいは日頃から憂憤を漏らしていたのか、忠通はそれに答えて世俗の褒賞が長続きしないことを言い、実光を「千里の龍駒」になぞらえて慰めている。二十八歳という年齢差を越えた、このようなやり取りからも二人の関係の親密さをうかがうことが出来る。

五

今日確認することのできる忠通主催詩筵に最も多く参加しているのが実光であることはすでに佐藤道生氏の指摘されることころであるが、[21] 単に参加して詩作を行うだけではなく、序者、講師などの諸役を勤めることもしばしばである。これは累代の儒者としてむしろ当然のことと言えようが、実光について特徴的であるのは詩作の場だけでなく、歌会における活躍が目立つという点である。

まず、現存する数少ない実光の文章の一つに永久三年（一一一五）六月二十七日に東三條邸で行われた作文会・和歌会における和歌序がある。『本朝小序集』一五に「夏日侍二東三条第一同詠二池上鶴一。応レ教。和歌序」として収められているものである。その日の『殿暦』の記事は、「今日、内府於二東三条一有二作文・和歌事一云々、余不レ向。上達・殿上有二其数一云々」という素っ気ないもので、その日の詳細は明らかでないが、白河法皇の養女璋子との縁談が立ち消えとなり、当時いまだ曹司住みの貴公子であった忠通が、藤原摂関家の公式な邸宅東三条邸で行ったこの作文と歌会は、自らの曹司で行っていた内々の集まりとは一線を画する、ある程度格式のあるものであったと考えられる。

それから四年後の元永二年（一一一九）三月九日の、忠通が新所に転宅後はじめて開いた作文と和歌の会において、実光は藤原重資とともに和歌の講師に任ぜられている。この日は加えて管絃の遊びも行われていて、いわば邸宅の披露を兼ねた集まりであったことが推測されるが、式部少輔藤原行盛（作文序者）、同大輔菅原在良（和歌題者）らにまじり活躍したことが忠通の日記『法性寺殿御記』に記されている。

さらに、長承三年（一一三四）四月十一日、宮中で開催された中宮聖子歌会においても序者を勤めている。これは忠通と正室藤原宗子との間に生れた一人娘聖子が崇徳天皇の中宮となってからはじめて宮中で行った歌会で、関白であった忠通も勿論出席する盛大なものであった。久しぶりに出た藤原氏出身の中宮主催の歌会として、摂関家のみならずおおむね藤原氏全体にとってよろこばしい行事であり、なかんづく忠通にとって格別の意味を持ったであろうこのような文事におい

てもやはり実光は和歌序の執筆という大任を果たし、それは「優美」で、「華実相兼」の作であったという（『中右記』）。

また、『金葉集』には同題「水上月」による二人の詠が入集する。[22] おそらく同時の作と考えてよいものであろう。実光には忠通主催歌合への参加が全く認められないが、このような例を見れば、作品は現存しない、あるいはそれと確認することは困難であるものの、実光と忠通には和歌を通じての交流も漢詩文のそれと同様にあったと見てよいだろう。

ここで想起されるのが、日野流が有国以来和歌をよくする人物を輩出しているということである。有国は公任や長能らと和歌を通じた交流があったことが知られているし、資業、実政、行家、正家、行盛らは大嘗会和歌の作者を務めている。実光自身『金葉集』歌人であり、『尊卑分脈』に「歌人」と記されてもいる。さきにも述べたが嘉保三年二月二十三日、院御遊の際には特に選ばれて和歌を進めてもいる。さらに、こうした和漢兼作の日野流儒者たちの漢文作品として知られるものに、和歌序が散見される点も重要であろう。今井源衛氏は、道長邸で行われた二十八品和歌の会の序を有国が草していることについて、「右の如き当代の錚々たる顔ぶれの中で、特に当日の序文の作者に名指されるのは、和漢に通じた文人という定評があったとみてよいだろう。」と述べられているが、[23] 関白頼通が皇太后妍子のもとで開催したと思われる歌会における広業の「早春陪二長秋宮一和歌序」（『本朝小序集』・『本朝文集』巻四十五）、頼通主催の「賀陽院水閣歌合」終了後に勝った左方が石清水八幡と住吉神社に詣でた際の述懐詠に付せられた資業の「於二住吉社一述レ懐和歌序」（『本朝文集』巻四十七）、后宮、すなわち頼通女寛子の後宮で行われた歌会における有俊の「暮秋陪二后宮宴一詠二終日翫レ菊一和歌序」（『本朝小序集』・『本朝文集』巻五十）も同様に考えて良いものであり、実光が忠通に近侍して草した和歌序もまた、これらの系譜上に位置づけることが出来るのではないだろうか。

当時の文人官僚たちにとって、漢詩文と和歌とがそれほど乖離して捉えられていたとは思われないが、それでも例えば和歌の詠作がほとんど伝えられない式家文人たちに比べ、和歌に堪能な文人の輩出した日野流の儒者たちが和歌序の制作や講師を務めることが多いのはむしろ自然であり、そういったことを専門的に行う家柄、ということまでは言えずとも、それにふさわしい家、という言い方まではゆるされるであろう。[24] そして、実光こそ、忠通にとって殊に晴れがましい歌会において序を書かせ、あるいは講師を務めさせるのに最もふさわしい人物であったのである。

六

それでは、他の家から見て実光とはどのような存在であったのだろうか。式家藤原敦光は忠通文壇に侍った詩人として

特によく知られる人物であり、院政後期を代表する鴻儒であるが、豊富に残る彼の文章からこのことを考えてみたい。次に挙げるのは『本朝続文粋』巻七「申式部大輔・中弁書」である。

…、中弁闕事

右尚書之選、儒士為先。或三四人。或二三人。同時相兼者、古今之例也。敦光為大内記之時、任先例申少弁。頻遇其闕、無遂其望。徒遷他官、空叙四品。…（中略）…、先例雖下姓之者、被用才芸、多任尚書。況敦光者、重代珥蝉之家、延久聖主御侍読之男也。豈混凡流哉。就中当今第一親王御降誕之時、勤御書役。先例勤此役之人、必任顕要之官。又当時儒仕、可為御侍読者、旁思吉例、更論文学、誰為敦光之右乎。…

〈訓読〉

…、中弁の闕の事

右、尚書の選は、儒士を先と為す。或いは三四人。或いは二三人。同時に相兼ぬる者、古今の例なり。敦光大内記為るの時、先例に任せて少弁を申す。頻りに其の闕に遇ふも、其の望みを遂ぐること無し。徒に他官に遷され、空しく四品に叙せらる。…（中略）…、先例下姓の者と雖も、才芸を用ゐられ、多く尚書に任ぜらる。況や敦光は重代珥蝉の家、延久の聖主御侍読の男なり。豈凡流に混ぜんや。就中当今第一親王御降誕の時、御書役を勤む。先例此役を勤むるの人、必ず顕要の官に任ぜらる。又当時の儒仕、御侍読為るべき者、旁吉例を思ひ、更に文学を論ずるに、誰か敦光の右為らんや。…

これは書状と言いながら実際にはこれまでの自らの功労と仕事を挙げて式部大輔と中弁の官を求める、ほぼ奏状といってよい内容のものであるが、ここで、敦光が自らの功労として強調しているのが、先年の親王の御湯殿の儀において読書の役を勤めたことである。御湯殿の儀とは皇子誕生に際して産湯をつかわせる行事で、その時に通例三人の読書博士が漢籍を講読する儀式があった。敦光が勤めたのはこの読書博士である。この時期の天皇の御湯殿の儀で読書役を勤めた儒者と、その天皇の読書始で侍読となった儒者とを一覧にして挙げる。□で囲ったのは日野流、二重傍線を付したのは式家の人物である。

後冷泉天皇　万寿二年（一〇二五）八月五日　御湯殿儀
　　大江挙周・藤原義忠・中原貞清
　　長元七年（一〇三四）十月十一日　読書始
　　侍読　藤原義忠
後三条天皇　長元七年（一〇三四）七月十八日　御湯殿儀
　　大江挙周・藤原義忠・清原頼隆
　　長久三年（一〇四二）十月十一日　読書始
　　侍読　大江挙周

尚復　藤原実政

白河天皇

天喜元年（一〇五三）六月二十一日　御湯殿儀
藤原明衡・藤原実政
読書始については未詳

堀河天皇

承暦三年（一〇七九）七月十日　御湯殿儀
藤原正家・藤原有綱・中原定俊

寛治元年（一〇八七）十二月二十四日　読書始
侍読　藤原正家
尚復　藤原敦宗

鳥羽天皇

康和五年（一一〇三）正月十六日　御湯殿儀
藤原敦宗・藤原俊信・中原師遠

天永二年（一一一一）十二月二十四日　読書始
侍読　菅原在良
尚復　藤原実光

崇徳天皇

元永二年（一一一九）五月二十九日　御湯殿儀
藤原敦光・藤原実光・中原師遠

大治二年（一一二七）十二月二十五日　読書始
侍読　藤原実光
尚書　藤原資光

近衛天皇

保延五年（一一三九）五月二十日　御湯殿儀
藤原敦光・藤原顕業・中原師安

久安三年（一一四七）十二月十二日　読書始
侍読　藤原顕業

尚復　藤原俊経

これによると、御湯殿の儀の読書役がその七～八年後にその皇子の読書始の侍読となるケースの多いことに気が付く。言うまでもなく、侍読とは天皇に最も近侍する、儒者としては極めて名誉ある職であった。さきに見た書状においても敦光は自分が「重代珥蝉の家、延久聖主侍読の男」であることを誇らかに述べ、それを根拠に弁官の地位を求めている。しかし、確かに敦光の父明衡は延久の聖主、白河天皇の読書役を勤め、読書始にも侍読となったであろうことは十分に推測されるのであるが、それは式家文人としてはおそらく元永二年（一一一九）に敦光が勤めるまでほぼ唯一の例なのである。その他は圧倒的に日野流の文人がこの役を勤めており、この書状で敦光が自分は代々蔵人を務める家の者、侍読の子であって並の家格ではなく、第一親王の読書役を勤めた経験をも持つのだから「顕要の官」、ここでは弁官に任ぜられるはずだという論理を展開するとき、その念頭に日野流儒者達の姿、蔵人、弁官を歴任してしばしば御湯殿の儀の読書役や侍読を勤める儒者たち、日野流の優位があったことは想像に難くないのではないか。敦光はあたかも自らの式家を日野流になぞらえるかのように弁官となることを求めているのである。それは父明衡以来約六十年ぶりに勤めることの叶った読書役の職が弁官や侍読の地位への突破口となりうることを最

大限に活かそうという気持ちからであろう。

おそらく敦光にとっては初めてであった元永二年の御湯殿の儀の折の敦光の日記『敦記』が『御産部類記』に残されている。

二十八日、…（中略）…、申剋第一皇子誕生之由、風聞。御湯殿読書事、中心不審之処、漸及晩陰、頭弁被送書状云、明日未剋可参仕之由、進請文畢。他読書人未聞及、仍相尋大外記師遠之処、返事云、於師遠者、今日参院之次、可参之由、蒙仰了。其外未知者。

二十九日、甲戌、倩廻愚案之処、蔵人弁定当読書之仁歟。仍送書状云、今日定被参読書歟、然者読書何文哉、両人読同書者、可無穏便歟。返事云、可読史記五帝本紀也、一家人々多所読也者、…

〈訓読〉

二十八日、…（中略）…、申の剋、第一皇子誕生の由、風聞す。御湯殿読書の事、中心不審の処、漸く晩陰に及びて、頭弁書状を送られて云はく、明日未の剋参仕すべきの由、請文を進め畢んぬ。他の読書の人未だ聞き及ばず、仍て大外記師遠に相ひ尋ぬる処、返事に云はく、師遠に於いては、今日参院の次で、参るべきの由、仰せを蒙り了んぬ。其の他は未だ知らずてへり。

二十九日、甲戌、倩愚案を廻らすの処、蔵人の弁（実光）定めて読書の仁に当るか。仍て書状を送りて云はく、今日定めて参りて読書せらるるか、然れば何の文を読書さるや、両人同書を読むは穏便無かるべきか。返事に云はく、史記五帝本紀を読むべきなり、一家の人々多く読む処なりてへり。…

二十八日、第一皇子誕生の報を聞いて、敦光の心中にまず到来したのは、誰が読書役に選ばれるのかという疑問であった。大学頭文章博士として翰林の頂点にあった敦光が選ばれることは十分に考えられることであったが、そこに幾ばくかの不安があったことを「中心不審の処」という箇所から読みとることが出来る。ようやく夕暮れとなってから明日参内するよう書状が来るが、その後も自分以外に誰が選ばれたのかを知るべく、まず中原師遠に問い合わせている。その返事では師遠が選ばれたことは確認できたが、もう一人の読書役については師遠も知らないという。そこで二十九日、敦光は実光に書状を送る。おそらく最後の一人は彼であろうという推測からである。敦光は問う、今日は参内して読書されるのか、そうであれば一体何を講読されるのか。それに対し、実光の回答は簡潔であった。しばしば一家で用いている『史記』「五帝本紀」を読む、と。初めてのことにとまどう敦光と、一家でしばしばこの役を勤め、習熟している様子の実光と、二人の対比が鮮やかに浮びあがってくる史料であるが、これがとりもなおさず、当時の式家と日野流の姿であった。

この時に誕生した顕仁親王、後の崇徳天皇の読書始が行わ

れたのはこれから八年後、大治二年（一一二七）のことである。侍読は実光、尚復は実光の弟の資光であった。さらにそれから十二年後の保延五年（一一三九）の御湯殿の儀でも敦光は読書博士を勤めているが、この皇子の読書始を待たずに死去し、結局東宮の侍読となることは叶わなかった。彼が大治二年に御湯殿の儀で読書博士を務めた鳥羽上皇第四皇子雅仁親王の場合は、保延三年（一一三七）十二月二十五日の読書始で侍読となることが出来たが、後にこの親王が、周囲の複雑な政治的判断の結果即位し、後白河天皇となることは敦光も含め当時誰も予測し得ないことであった。式家出身で天皇の侍読や東宮学士となったのは明衡のみであり、この時期、いかに鴻儒敦光といえどもすでに硬化しつつある家格を覆すことは難しい時代となっていたのである。

おわりに

端的に言えば、実光の人生の画期は、凋落の危機にあった日野流の画期であり、それは忠通の氏長者就任に伴う勧学院弁別当補任を契機としていた。日野流儒者が摂関家の譜代の家司として活躍し、そこを拠り所に官界で成功を収めたことはよく知られるところである。忠通の「執事家司」であった実光もそうしたあり方を踏襲している。しかし、実光と忠通の関係において特徴的なのは、忠通が時の摂関としては異例なほど文事に耽溺した人物であったということであり、その結果、贈答詩のやり取りや自撰詩集の合点の依頼に見られるような、より個人的な詩友としての交流が実現したということである。この点を無視して、忠通の実光抜擢を正しく評価することは出来ないのではないか。さらにそれが、弁官から参議へという、一度は途絶えたかに見えた昇進ルートの継承、そして日野流の名家としての確立につながってゆくことを思えば、実光が自流の家格形成に果たした役割はまことに大きなものであったのである。

一方、式家敦光の眼を通して、実光に対するその複雑な思いをかいま見れば、従来、学問、とりわけ詩文の執筆に特化した家であるかのように語られることが多かった式家の敦光が儒者弁という日野流のようなあり方を強く意識していたことを知ることができる。政治の中枢太政官の庶務を担当し、天皇との距離も近い弁官は、元来儒者が任ぜられる官として、何ら特別なものではない。『二中歴』第二には儒者弁を列挙した部分があり、菅原清公に始まって大江音人、藤原佐世、菅原道真、大江朝綱ら平安時代を代表する儒者たちが名を連ねている。それが藤原資業、広業のあたりから日野流儒者が目立つようになり、大江匡房以後では日野流以外の出身者は藤原俊憲[23]の名が挙がるばかりで、院政期に日野流が儒者弁を家業化したことが知られる。実光は、弁官から参議、中納言という太政官を中心に歴任し、大学や式部省に関わることは

殆どなかったが、朝廷や摂関家の願文や和歌序の執筆に携わるなど、能文の士としての評価は高かったものと考えられ、確実に当時の文壇の重要な一翼を担った人物である。冒頭でも述べたことだが、現存する作品数に惑わされることなくこのような、いわば史料の中にいまだ埋没している儒者たちの動向を見つめることで、当時の文壇についてのよりきめ細やかな把握が可能となるのではないだろうか。

注

(1) 尊経閣文庫本による。『法性寺殿御集』には、この尊経閣文庫本のほか、彰考館本、群書類従本が知られるが、佐藤道生「『法性寺殿御集』考」(『中古文学と漢文学Ⅱ』汲古書院、一九八七年)によれば、尊経閣文庫本を祖本として系統はひとつとされている。なお、拙論「藤原忠通「読新楽府詩群」考」(『和漢比較文学』二四、二〇〇〇年)では尊経閣文庫本のテキストに脱落があることを指摘した。

(2) 前掲注(1)佐藤論文。

(3) 宗忠の日記『中右記』には有俊、有信を「師匠」とする記述のほか、資光とは父子の契りがあったと記されており(長承元年二月十七日条)、杉本理「院政期貴族社会のネットワークについて」(『古代文化』第五一巻第十号、一九九九年)は、宗忠を支えた人的ネットワークの一つに日野流藤原氏を挙げている。また、宗忠は日野流の氏寺である日野法界寺で亡母の追善供養を行い、塔と新堂を建立しているが、このことについては戸田芳実『中右記躍動する院政時代の群像』(そしえて、一九七九年)が詳しい。

(4) 以下、日野流についての記述は次の先行研究に多くを依っている。今井源衛「勘解由相公藤原有国伝―一家司層文人の生涯―」(『王朝の物語と漢詩文』笠間書院、一九九〇年。初出『文学研究』七一、一九七四年)、川村晃生「日野三位資業―その伝と文学活動について―」(『国語と国文学』五八―二、一九八一年)、細谷勘資「日野流藤原氏の形成過程」(『史聚』二三、一九八八年)、杉本理「院政期の文人貴族と「儒者」」(『大谷大学大学院研究紀要』六、一九八九年)、細谷勘資「内麿流藤原氏の台頭と摂関家・女院―藤原資長・兼光を中心として―」(『駒沢史学』四二、一九九〇年)、同「内麿藤原氏と藤原親経―広業流の形成を中心として」(『中央史学』一五、一九九二年)。また、畑中栄『類句抄作者伝』(古典文庫、一九九八年)には実政、実綱、有信ら日野流儒者たちの伝記が収められている。

(5) 橋本義彦氏は日野家について「「儒者ノ弁」として出発して、漸次本来の儒者の立場から遠ざかって事務官僚的色彩を濃厚にし、遂に弁官家へ移行した家柄」と述べておられる(「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館・一九七六年、初出『坂本太郎博士還暦記念　日本古代史論集下巻』一九六二年)が、『尊卑分脈』等による限り室町期以降も文章博士等の役職を務めており、儒者としての立場から離れているとは考えにくい。なお、この点については前掲注(4)杉本論文が指摘している。

(6) 白河天皇以降、後白河天皇時代まで、『弁官補任』において、名前に「儒」字を冠せられた人物は、日野流以外では大江匡房のみである。それ以外に儒者と考えられる人物としては、日野流の顕

業・資長、そして南家の藤原俊憲がいる程度である。

(7)宮内庁書陵部蔵白氏文集巻三奥書、太田次男「国立国会図書館蔵『文集抄』について」(『成田山仏教研究所紀要』一三、一九九〇年)

(8)玉井力「「院政」支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出朝尾直弘他編『日本の社会史　第三巻　権威と支配』岩波書店、一九八七年)など。

(9)畑中栄氏は前掲注(4)著書の中で「十八歳で学問料を給せられたが、実政(叔父)のことがあって一年で止められ、…」とされる。

(10)『尊卑分脈』には文章博士を務めたとされているが、管見ではその他の史料で確認することが出来なかったため、割愛した。

(11)『尊卑分脈』『公卿補任』などによれば、保延四年五月には中宮御給により従五位下に叙せられ、同六年四月六日には中宮権大進に補せられている。久安六年二年二十七日に院号宣下により皇后宮大進を止められた後も、皇嘉門院と号した聖子の院別当を務め、保元二年には皇嘉門院造営勧賞により従四位下に叙せられている。なお、日野流儒者と皇嘉門院の関係については、注(4)細谷勘資「内麿流藤原氏の台頭と摂関家・女院―藤原資長・兼光を中心として―」参照。

(12)『中世権門の成立と家政』(吉川弘文館、二〇〇〇年)第一部第二章「藤原氏諸機関の成立と展開」

(13)以下勧学院、および弁別当については、桃裕行『上代学制の研究』(吉川弘文館、一九八三年)、岡野浩二「興福寺別当と勧学院」(『佛教史学研究』三四―二、一九九一年)前掲注(10)佐藤著書などを参考とした。

(14)この間に広業流正家息俊信も弁官となっているが、前掲注(4)細谷勘資「内麿流藤原氏の台頭と摂関家・女院―藤原資長・兼光を中心として―」によれば、実政から建久四年に補任された親経まで、日野流出身の勧学院弁別当は、広業流と資業流から交互に出ている。よって、広業流の正家の後には資業流から選ばれるはずであり、俊信が選ばれる可能性は極めて低い。

(15)実光以降は、顕業(広業流)、資長(資業流)、俊経(広業流)、兼光(資業流)、親経(広業流)、資実(資業流)が補任されている。

(16)忠実が主催したものであるが、『殿暦』には「依二吉日一有二詩・管絃等興一、…(中略)…、衍二内府一為二上臈一、伝盃之間無二便宜一、仍余不レ渡、…」とあって、実質的には「内府」、すなわち忠通が中心となった会であったことから、ここに挙げた。

(17)ただし、『擲金抄』に収められている実光の一聯に「西海明春将解レ纜、詩心留在二洛陽城一」とあって、これは大宰府へ赴くことを指していると考えられる。実光が大宰大弐となったのは長承三年正月のことであるが、二月には賀茂社祈年穀奉幣使を務めるなど、大宰府に行ったとは考えにくい。保延二年に大宰権帥となった折であろうか。

(18)例えば、『台記』康治元年九月十三日条には「摂政殿御作文云々、今秋之間、御作文及二十度一、世以為二美談一、」とある。

(19)前掲注(1)論文において、佐藤氏は『法性寺殿御集』の贈答詩群の配列が詠作年代順であるとされ、「予当一日休暇、…」の前に置かれた「奉レ哭二禅定法皇一呈二尚書右中幕下一」が禅定法皇、すなわち白河院の崩じた大治四年の作と考えられること、また詩題中の「尚書源中右丞」を前の「尚書右中幕下」と同一人物と考え

て、「予当一日休暇、…」以下の詩の作詩時期を大治四年以降、「尚書右中幕下」源師俊が右中弁を去る大治五年十月以前、大治五年九月と比定されている。当時の左中弁は実光であるから、これに続く「重寄尚書左中丞窓下」の「尚書左中丞窓下」は実光となる。仮にこうした詠作時期、作者に関する条件を保留して、忠通が詩を贈りうる「尚書源中右丞」を検索すれば、永久三年から保安二年まで在職した源雅兼（当時の左中弁は藤原為隆）、保安四年から大治五年まで在職した源師俊（左中弁は実光）、保延三年から保延七年（永治元年）まで在職した源俊雅（左中弁は藤原公行、同顕業）、永治二年（康治元年）から康治二年まで在職した源雅綱（左中弁は藤原資信）を得る。雅兼は忠通の作文会に参加したこともあり、特に忠通歌壇の中心的存在として知られるが、秋の風物に寄せて往古を懐かしむという詩の内容を考えると、詠作年代として早すぎる感があり、俊雅と雅綱には忠通の文事に参加した経歴が見出せないことから、「尚書源中右丞」は源師俊、「尚書左中丞窓下」は実光と考えるのがやはり妥当と思われる。

(20) 尊経閣本「作」とするも、文意より「昨」に改める。なお、群書類従本はこの詩の一つ前に置かれている「重寄尚書左中丞窓下」の第一聯と、この詩の第二聯の間の八行分が脱落している。

(21) 前掲注（1）佐藤論文

(22)『金葉集』巻三　秋

水上ノ月　　摂政左大臣

一九五　蘆根はひかつみもしげき沼水にわりなく宿る夜はの月

かな

水上の月をよめる　　藤原実光朝臣

二〇八　月影のさすにまかせて行く舟は明石の浦やとまりなるらん

(23) 前掲注（4）論文。

(24) 参考までに、日野家儒者と忠通の和歌に関する交流について略述しておく。

広業流の行盛（一〇七四～一一三四）は保安四年（一一二三）の大嘗会歌人を務め、『金葉集』以下に数首の和歌を残す歌人であるが、元永二年（一一一九）七月十三日忠通家歌合に参加しているほか、『続詞花和歌集』巻四　秋上には次のような作がある。

法性寺入道前太政大臣、連夜見月心人人によませ侍りけるに　　藤原行盛朝臣

一七五　よひのまのかたわれ月と見しものをながめぞあかす有明の空

また、行盛の弟宗国は作文での参加数は二回と決して多くはないが、歌合への出席は全十二回中六回と多い。これは俊頼などと肩を並べる数字であり、忠通歌壇の常連であったことがうかがわれる。宗国は『尊卑分脈』に行家息として「従五位下下総守宮内少輔」と記される人物で、特に儒者として昇進した様子はないが、忠通の側近として和漢を兼作したことが分る。

(25) 実政と有信の間に「藤敦家〈応徳元六右少左少〉」なる人物が挙がっているが、『弁官補任』によれば、応徳元年六月に右少弁に任ぜられたのは藤原敦宗であるから、これは敦宗の誤写と考えるべきである。

※本稿で使用した史料は以下のテキストによる。引用に際しては私に返り点と句読点を付し、割注を〈　〉内に示した。（　）内は略年譜で用いた略称。

『尊卑分脈』（『尊』）『公卿補任』（『公』）・『本朝世紀』（『世』）…新訂増補国史大系、『中右記』（『中』）『長秋記』（『長』）『兵範記』…増補史料大成、『殿暦』（『殿』）…大日本古記録、『永昌記』（『永』）…『大日本史料』第三編之十二、『中右記部類紙背漢詩集』（『背』）…図書寮叢刊『平安鎌倉未刊詩集』、『御産部類記』…図書寮叢刊、『法性寺殿御記』（『法』）…図書寮叢刊『九条家歴世記録一』、『春除目抄』所引『法性寺関白記』（『春』）…吉田早苗「『春除目抄』にみえる『法性寺関白記』」（『東京史料編纂所報』一八、一九八三年）、『元秘抄』（『元』）・『改元部類』（『改部』）…群書類従、『二中歴』…『改定史籍集覧』第二十三冊、『金葉集』（二度本）・『続詞花和歌集』・『万代集』…『新編国歌大観』

◆藤原北家日野流系図

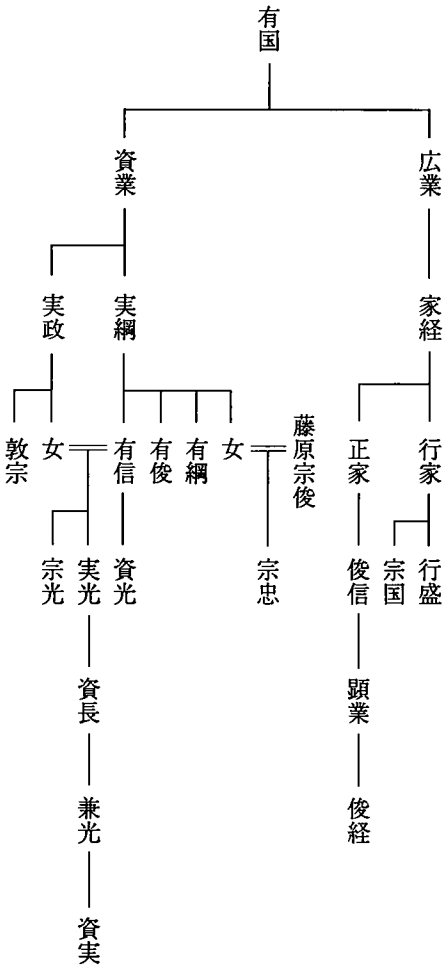

◆藤原実光略年譜

年時	齢年	事項	出典
延久元年(1069)	1	誕生（有信一男。母は藤原実政女）	
応徳三年(1086)	18	十一月二十五日、勧学院学問料を給せらる。	『尊』『公』『中』
寛治五年(1091)	23	十二月二十九日、学問料を給せらる。	『尊』『公』『中』
寛治六年(1092)	24	正月廿五日、因幡少掾。	『尊』『公』
寛治七年(1093)	25	二月十日、釈奠。序者。	『中』
嘉保二年(1095)	27	二月二日、院文殿に寓直。 十二月五日、省試。（問頭は文章博士藤原敦基） 十二月二十四日、院蔵人。	『公』 『中』『公』 『公』『中』
永長元年(1096)	28	正月二十四日、縫殿助。 二月二十三日、院御遊。選により和歌を進む。 三月一日、院御遊。「逐日看花」序者。	『尊』『公』 『中』 『中』
承徳二年(1098)	30	正月十二日、蔵人。 十一月十五日、内裏神楽に伺候。	『公』『中』 『中』
承徳三年(1099)	31	正月二十二日、右衛門少尉・検非違使宣旨（『尊』は左衛門少尉）。 七月十一日、父有信没。	『尊』『公』 『世』
康和二年(1100)	32	正月五日、従五位下。	『尊』『公』
康和五年(1103)	35	十一月一日、勘解由次官。	『尊』『公』
長治元年(1104)	36	十一月十日、因州員外刺史書亭作文会。「白雪満庭松」	『背』
長治二年(1105)	37	三月十五日、右衛門権佐・検非違使宣旨（『尊』は十五日『中』は十六日）	『尊』『公』『中』
嘉承元年(1106)	38	正月五日、従五位上。 十二月二十七日、右少弁（佐如元）。	『尊』『公』 『尊』『公』
嘉承二年(1107)	39	十二月二十六日、「家司実光」。	『殿』
天仁元年(1108)	40	三月五日、防鴨河使。 八月十日、釈奠。詩を献じる。 八月十二日、忠実の日吉奉幣の為に告文を草す。 九月十六日、興福寺の火災を実検に派遣される。「殿家司」	『尊』『公』 『中』『殿』 『中』
天永元年(1110)	42	正月二十八日、左衛門権佐・周防介。 八月十七日、忠実不例に依る非常赦の詔書を草す。 八月二十日、伊勢奉幣の宣命を草す。	『公』 『殿』 『殿』
天永二年(1111)	43	正月六日、正五位下。 二月十四日、釈奠に参加。 四月九日、忠実の春日・賀茂・日吉の三社奉幣の告文を草す。 四月二十八日、白河院の賀茂詣の定文を草す。	『公』 『中』『殿』 『中』『殿』 『中』

		五月一日、忠実の春日詣の定文を草す。	『中』
		九月二十八日、「造東大寺弁実光」。	『殿』
		十一月二十五日、忠通主催作文会。「対雪唯斟酒」	『背』
		十一月二十八日、忠通邸作文会。「迎暁聞寒雁」序者。	『永』
		十二月九日、忠実の春日詣の為に三社奉幣の告文を草す。	『中』『殿』
		十二月十三日、昇殿を許され、同二十四日、尚復に補せらる。	『尊』『公』『殿』
天永三年(1112)	44	二月十日、釈奠に参加。	『中』
		八月三日、釈奠に参加。	『中』
		八月五日、忠実春日奉幣の告文を草す。	『中』
		十月二十五日、宇佐使。(十二月十日帰洛)	『中』『殿』
永久二年(1114)	46	正月十二日、秀才判に参加「者儒実光」。	『中』
永久三年(1115)	47	二月三十日、省試判に参加。判博士を勤める。	『殿』
		四月十六日、忠通の任大臣大饗雑事の定文を草す。	『殿』
		六月二十七日、忠通邸作文・歌会。和歌序者。	『殿』『序』

		七月十日、忠実の東三条第移徒雑事の定文を草す。	『殿』
		八月九日、忠実の春日笹異奉幣の告文を草す。	『殿』
		八月十三日、左少弁。(佐如元)	『尊』『公』
		十月五日、興福寺維摩会勅使。	『殿』
		十二月十九日、忠通の東三条第大饗の定文を草す。	『殿』
永久五年(1117)	49	正月十九日、蔵人。(弁佐如元)	『尊』『公』
		七月十七日、忠実邸講詩管絃。序者。	『殿』
		内裏歌合。	『万代集』
元永元年(1118)	50	三月十九日、天変に依る非常赦の詔書を草す。	『中』
		四月一日、省試判に参加。	『中』
		八月七日、釈奠に参加。	『中』
		八月十九日、鳥羽殿作文会。「月前理管絃」	『中』
		閏九月六日、「職事実光」。	『殿』
元永二年(1119)	51	三月九日、忠通邸管絃・作文「佳遊契万年」序者行盛、講師令明・歌会「庭前竹」講師。	『中』
		五月二十九日、皇子顕仁(崇徳天皇)御湯殿始。読書役。	『中』
		八月三日、釈奠に参加。	『中』

保安元年(1120)	52	四月十日、改元詔書を草す。	『中』
		十一月二十五日、臨時除目。近江守。(弁如元)	『尊』『公』『中』
保安二年(1121)	53	三月三日、忠通の氏長者就任により、勧学院弁別当に任ぜられる。	『尊』『公』
保安三年(1122)	54	十二月二十三日、右中弁。	『尊』『公』
		十二月、「執筆家司」	『春』
保安四年(1123)	55	正月六日、従四位下。(『尊』は五日)	『尊』『公』
		二月六日、還昇。	『尊』『公』
		十一月十七日、従四位上。	『尊』『公』
		十二月二十日、左中弁。	『公』
天治二年(1125)	57	十一月一日、正四位下。	『尊』『公』
大治元年(1126)	58	九月十三日、忠通主催作文会。「月明酒域中」。	『背』『法』
大治二年(1127)	59	二月七日、大原野祭の後、釈奠に参加。	『中』
		八月十日、釈奠に参加。	『中』
		十月十日、興福寺維摩会勅使。	『中』
		十二月二十五日、崇徳天皇御読書始。	『尊』『公』
		侍読。	
大治四年(1129)	61	三月二十八日、忠通の太政大臣初度辞表を草す。	『中』
		四月六日、同二度辞表を草す。	『中』
		四月十日、同三度辞表を草す。	『中』
		十月十日、興福寺維摩会勅使。	『中』

		十二月二十八日、祇園御塔供養の願文を草す。	『中』
大治五年(1130)	62	二月十四日、釈奠に参加。	『中』
		三月七日、熾盛光法の祭文を草す。	『中』
		四月八日、忠実の春日奉幣の告文を草す。	『中』
		四月十九日、頼長元服に際し、定文を草し、家司に任ぜられる。	『中』
		七月七日、法勝寺阿弥陀堂の白河院一周忌法要の願文を草す(二日の白河御所新阿弥陀堂供養の願文は敦光作)	『中』
		九月五日、院歌会。序者。「菊送多秋」	『長』『中』
		九月八日、忠通の、作文を行う旨の書状を代筆。	『長』
		九月十七日、院文殿作文会。「仙家松樹鮮」題者。(もう一題は敦光による「月明勝地中」)	『長』『中』
		九月二十日、忠通邸作文会。「江湖唯聞雁」	『中』
		十月五日、右大弁に任ぜられる。(『尊』では十一月)	『尊』『公』『中』
		十二月十八日、忠通の明年大饗の定文を草す。	『中』
天承元年(1131)	63	正月二十九日、改元詔書を草す。	『長』

		三月二十二日、藤原宗忠、白河山荘尚歯会。七叟の一人として参加。読師。	『長』『無』
		十二月二十三日、参議、同二十四日左大弁。兼勘解由長官。	『尊』『公』
長承元年(1132)	64	正月二十一日、法勝寺千僧御読経。「有□左大弁実光作之云々」	『中』
		正月二十二日、兼美作権守。	『尊』『中』『公』
		二月十一日、法成寺御塔供養定文を草す。	『中』
		二月十七日、弟資光没。	『中』
		十月七日、白河九体丈六阿弥陀供養の願文を草す。(呪願文は敦光)	『中』
		十月十日、維摩会別当として下向。	『中』
長承二年(1133)	65	四月二十八日、北野聖廟作文会。読師。	『中』『長』
		七月十三日、頼長邸宴遊。	『長』
長承三年(1134)	66	正月五日、従三位。	『尊』『中』『公』
		正月二十二日、兼大宰大弐。(止弁・長官)	『尊』『公』
		二月二十日、頼長邸作文・歌会。作文読師。	『中』
		三月二日、立后に際し、「勲子」の名を選申する。	『中』『長』
		三月十九日、立后。「泰子」の名を改めて選申する。	『中』『長』

		四月十一日、中宮聖子主催歌会。序者。「序代誠優美也、華実相兼也」	『中』
		八月十日、釈奠に参加。	『中』
保延元年(1135)	67	三月二十三日、忠通邸作文会。「養生不若花」題者。	『中』
		四月二十七日、孫の喪により改元勘文を進めず。	『中』『長』
		八月二十四日、紀伝道勘文勘申。	『中』
保延二年(1136)	68	十一月四日、権中納言。兼大宰権帥。	『尊』『公』
保延五年(1139)	71	正月一日、得替。正三位(『公』では七日)。	『尊』『公』
保延六年(1140)	72	正月六日、従二位。	『尊』『公』
永治元年(1141)	73	七月十日、改元勘文。	『元』
康治二年(1143)	75	十一月一日、中納言を辞す。	『尊』『公』
天養元年(1144)	76	三月二十二日、改元勘文。	『改部』
		十月二十三日、出家。	『尊』『公』
久安元年(1145)	77	十二月二十三日、忠通、自撰の『法性寺殿御集』の合点を実光に依頼。	同書巻末書状
久安三年(1147)	79	五月二十一日、死去。	『尊』